

国家公務員制度改革関連三法案の概要

趣旨

時代の変化に対応して、国民のニーズに合致した、効率的で質の高い行政サービスを実現し、公務員がやりがいを持って存分に能力を発揮できる環境をつくるため、国家公務員制度改革基本法に基づき、自律的労使関係制度を措置する。

⇒人事院及び人事院勧告制度を廃止し、労使が職員の勤務条件について真摯に向き合い、当事者意識を高め、自律的に勤務条件を決定し得る仕組みに変革

国家公務員法等の一部を 改正する法律案

自律的労使関係制度の措置等に伴う人事院及び人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずる。

※ 幹部職員の任用等に関する内閣総理大臣及び内閣官房長官の役割並びに内閣人事局の在り方については速やかに検討を行う。

国家公務員の労働関係に 関する法律案

自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員（警察職員、海保職員、刑事施設勤務職員及び行政執行法人勤務職員等を除く。）の労働基本権を拡大し、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定める。

公務員庁設置法案

国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置。